

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成28年11月30日(水) 午後2時～午後2時40分		
開 催 場 所	みよし市役所3階301会議室		
出 席 者	天石 惇郎(会長)、野崎 又嗣(職務代理者)、日比野守道、加藤 芳文、木戸 功男、高見ユキエ、山内なほみ、村上 峯子 (事務局) 小野田福祉部長、深谷福祉部次長、野々山保険年金課長、浅井副主幹、野々山主事		
次 回 開 催 予 定 日	平成29年1月11日		
問 合 せ 先	保険年金課国保担当 浅井、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	

審 議 経 過	【福祉部次長】 時間もまいりましたので、ただいまより「平成２８年度第２回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 本日の会議は約１時間を予定しておりますので、よろしく願いいたします。 なお、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。 はじめに、天石会長より「あいさつ」をいただきますと存じます。 【天石会長】 本日は大変ご多用の中みよし市国民健康保険運営協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。 国会では今日の新聞でもご存知のとおり、年金制度の見直し法案が採決されました。医療保険制度の見直しもあり、こういった社会保障制度は大きな転換点となっていることと思います。 みよし市においては皆様ご存知のとおり、平成３０年度から県と市町村が共同運営することで国保事業が広域化となる、国保制度が始まって以来の大改革が待ち受けております。 本市の国民健康保険につきましては、先般の第１回国民健康保険運営協議会での説明にもありましたように、加入者の高齢化や高額医薬品の薬事承認、医療の高度化による保険給付、いわゆる医療費の増大により厳しい運営を迫られております。 事務局からきくところによると、最近話題にもなっている抗がん剤治療薬オプジーボやＣ型肝炎治療薬ハーボニーなどの高額な薬が出ていることなどにより、今年度は高額医療費についての補正予算をあげる必要があるとのことでした。 さて、本日は、こういった背景を踏まえ、次年度以降の保険税のあり方について討議をいただく、つまりは、被保険者の負担等に直結する重要な会議となります。 委員の皆様におかれましては慎重な討議をお願いし、私のあいさつとさせていただきます。
----------------	--

【福祉部次長】

ありがとうございました。

なお本日は、関谷委員・島委員・西田委員・小野委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、天石会長よろしくお願いします。

【天石会長】

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。

まず始めに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の出席者は8名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと思えます。

高見委員、山内委員には、議事録署名者に指名しますのでお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の野々山主事をお願いします。

それでは議事に入りたいと思えます。

(次第2) 協議の「平成29年度みよし市国民健康保険税の税率について」事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】

それでは、協議事項の平成29年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明させていただきます。失礼ではありますが、着座にてご説明させていただきます。

はじめに、お手元の資料の1ページをご覧ください。

こちらに、文章で本市の国民健康保険の現状ならびに国民健康保険改革の状況について記載しておりますが、これらにつきましては、別添のA3の資料1ページの表をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

まず、皆様もご存じのとおり、国民健康保険税は、医療保険分・後期支援分・介護保険分の3つに目的が分かれています。

そこで、左の縦に並んだ3つの表ですが、こちらは

	平成２５年度から２７年度までの被保険者数、国保税の全体の賦課額、そして、それを１人あたりに割り返した賦課額を、それぞれ医療保険分・後期支援分・介護保険分に分けて挙げております。 こちらにありますように、被保険者が年々減少傾向にあり、それに伴い、国保税の賦課額も伸び悩んでいることがお分かりいただけるかと思います。 ただ、２７年度につきましては、賦課額が２６年度を上回っておりますが、これは２７年度において国保税の見直しを行い、税率の引き上げを行ったために、若干の増となっているものです。 次に、右上の表ですが、これは平成２７年度における１人当たりの賦課額について県平均と本市の比較をしたものです。 これを見ていただきますと、２７年度における本市の１人当たりの賦課額は、医療保険分につきましては、県平均額を上回っておりますが、後期支援分と介護保険分につきましては、県平均額を下回っていることがわかります。 後期支援分と介護保険分は、それぞれ後期高齢者医療制度に対する納付金と介護保険制度に対する納付金の財源に充てられるわけですが、このように現在賦課している国保税では不足しており、また医療保険分につきましても、県平均額を上回っているとはいうものの、それでも、本市では医療給付額の約３割弱しか賄えておらず、国が掲げる標準的な負担割合では、保険給付費の４割程度を保険税で賄うことが理想としておりますが、この点からも、まだ決して十分であるとは言えない状況にあり、右下の表にありますように、こういった不足分につきましては、一般会計または国保事業基金からの繰入れにより補てんしている状況にあります。 こういった状況を踏まえ、健全な国保運営を継続していくためには、賦課つまり保険税率の見直しが必要となります。 また、かねてからご説明しておりますが、平成３０年度からは国保事業の県広域化に伴い、県に対し国保事業納付金を納めることとなります。 今のところ、どれほどの金額の納付金を納めることとなるかは、まだわかりませんが、その財源は原則国保税となります。 納付金は、今後市町村ごとに医療費水準などの条件をもとに、県から示される標準保険税率に基づき請求
--	--

	されることとなりますが、本市は県内でも比較的医療費水準が高い方にあることなどから、示される標準保険税率は現行の税率より高く設定されると思われ、納付金も現在での賦課額では賄うことができないと予想されます。 このことから、今後の税率の見直しにつきましては、標準保険税率を視野に入れて検討していくこととなりますが、その税率の差によっては、すぐに標準保険税率まで引き上げてしまうことが、被保険者にとって急激な負担増となる可能性があります。 不足する分につきましては、先ほどお話ししましたとおり、当面は引き続き一般会計または基金からの繰入れで対応せざるを得ませんが、このままでは健全な国保財政の運営とはならないため、平成30年度以降は、段階的に標準保険税率に近い税率に引き上げていくことが必要となると思われます。 今回の税率の見直しの背景につきましては、以上のとおりです。 次に、具体的な見直し案について、事務局よりご提案させていただきます。 A3の資料の2ページをご覧ください。 こちらに平成27年1月に開催された運営審議会においていただいた答申の付帯意見要旨を記載させていただき、これらを踏まえたうえで、今回の見直しにおける基本的な考え方として、3つのポイントをお示ししております。 まず1つ目として、先ほどもご説明しましたとおり、後期高齢者支援金分と介護保険分が県平均額を下回っていることから、今回は、この部分についての税率の見直しを行ってまいりたいと考えております。 本来は医療保険分につきましても、税率の見直しが必要かと考えますが、とりあえず県平均を上回っていること、また、現時点では標準保険税率が県からまだ示されておらず、当面目標とする税率がわからないこともあるため、今回は後期高齢者支援金と介護保険分を県平均に近づけることを目的としたいと考えます。 次に2つ目として、税率の見直しにあたり、所得割・資産割の応能分、平等割・均等割の応益分のどの部分を引き上げるかということになります。 そして、3つめとして、かねてからお話ししております資産割の税率についてです。 これら3つのポイントにつきまして、事務局から見直し案を提出するにあたり、右の比較検討の詳細案を
--	--

	お示ししております。 1つ目の後期高齢者支援金分・介護保険分の見直しにつきましては、引き上げる金額を県平均額と同程度とするのか、または被保険者の負担増の緩和を図るために、例えば県平均の80%程度に留めるのかという点でご検討いただければと考えております。 2つ目の引き上げる部分につきましては、応能分の引き上げとするのか、応益分の引き上げとするのか、それとも、両方での調整を取って引き上げとするのかという点であります。 ただし、応能分での引き上げについては、3つ目の資産割の見直しにありますように、今回の見直しでは、基本的に資産割廃止の方向で検討していくため、所得割の引き上げとさせていただきたいと考えております。 一方、応益分の引き上げについては、被保険者の人数に関わらず、世帯ごとに賦課される平等割よりも、1人あたりに賦課される均等割の方が被保険者にとって公平であると考え、今回は均等割での引き上げとさせていただきたいと考えております。 そして、繰り返しになりますが、3つ目の資産割の見直しについては、平成27年1月の答申で「廃止を含めた見直しが望ましい」とご意見をいただいておりますので、資産割については、今回の見直しにおいて廃止の方向でご検討いただきたいと考えております。 そこで、これらの点を踏まえまして、事務局より6つの案を提出させていただきたいと思い、A3の資料3ページに挙げさせていただいております。 まず、①案から⑥案、これらは全て資産割を廃止したものとなっております。 次に、①案から③案は、後期高齢者支援金分と介護保険分のそれぞれ1人当たりの賦課額を県平均並みとしたもので、④案から⑥案は、県平均の80%としたものです。 そして、①案と④案は、所得割を引き上げたもの、②案と⑤案は、均等割を引き上げたもの、③案と⑥案は、両方を引き上げたものです。 医療保険分につきましては、県平均額を上回っていることから、金額ベースでの見直しは基本的に行いませんが、資産割の廃止に伴い減額になってしまう税額については、現行の応能分と応益分の割合を保つため、所得割の引き上げにより補てんしております。 後期支援分・介護保険分の応能分・応益分の割合に
--	---

つきましては、所得割・均等割それぞれを引き上げますと、ご覧のとりの割合となりますが、表の下にも記載してありますように、地方税法で標準割合が示されていることから、両方を引き上げた場合の割合は、概ね50%ずつになるように試算しております。

また、4ページにモデル試算表を掲載しておりますが、これは、前回の27年度の見直しの際に用いた条件と同じ条件のもとで、試算したものです。

一番右の税額計の欄に、見直し後の年税額及び差額を示しておりますので、ご参照ください。

以上、平成29年度みよし市国民健康保険税の税率についての説明とさせていただきます。

ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

【天石会長】

事務局より説明いただきました（案）等について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

平成30年度から県広域化に向けて、みよし市の保険税は県平均より低く、引き上げていけないといけない。医療分は県の平均並みであるが後期分と介護分は足りていない。その引き上げ方について今回皆さんの意見をいただきたい。

（意見なし）

事務局としてはどの案が妥当か考えはあるか。参考までにお聞きしたい。

【保険年金課長】

事務局としましては、まず後期支援分・介護保険分についてですが、30年度からの県広域化などを考慮しますと、①案から③案のように、これらを県平均まで引き上げたいところではあります。そうしますと、4ページのモデル試算にありますように、年2万円から3万円の引き上げとなってしまう、被保険者の負担が大きくなってしまいう見込みとなってしまうので、今回は80%程度に抑えるべきかと考えます。

次に、見直し分を所得割・均等割のどちらにつけるかですが、これにつきましては、やはり標準割合も示されていることもあり、⑥案にあるように、応能分・応益分の割合が概ね50%ずつになるようにすべきかと考えます。

また、この案で行きますと、このモデル試算での上昇率は4.2%の計算となる見込みであり、前回のモデル試算でも4.1%の上昇率であったことから、これなら被保険者の負担も急激なものにはならないのではないかと

	と考えます。 こういったことから、事務局といたしましては、⑥案でご承認いただければと考えております。 【天石会長】 ⑥案でいくとなると、モデルケースで考えると約9,000円値上げとなる。これは値上げすると次はいつ値上げするのか。 【保険年金課長】 本来であれば2年ごとの見直しということで、次は平成31年度ということになりますが、現時点で県から標準保険税率が示されていません。今年度中には何らか示されるとは思いますが、あくまで仮算定の標準保険税率です。県から標準保険税率が正式に示されるのは平成29年度中であり、きちんとした標準保険税率が示された段階で次の見直しの時期についてご検討いただくこととなります。 【天石会長】 ただ今、事務局からは⑥案が適当であるのではないかとの説明がありましたが、このことを含め、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。 【木戸委員】 資産割は0%に近づけていくということで、廃止するとは決定していなかったと思う。今回の資産割を0%にしていくのはどういった考えか。また、後期支援分と介護保険分を県平均の80%とするのはどういった考え方か。 【保険年金課長】 資産割については、これまで段階的に税率を縮小してきて、前回の見直しにおいて10%を5%にした経緯があります。このペースに従って今回の見直しにおいて現在5%の資産割を廃止にしていきたいと考えております。資産割を廃止する理由としましては、固定資産税の課税がある方は保険税でも課税となるとというのは、二重課税であるという意見があることと、県の標準保険税率の算定方法に資産割が含まれない方向にあるためです。後期支援分と介護保険分を県平均の80%とするのは、被保険者に対し急激な負担増とならないようにと考え提案させていただきました。 【野崎会長職務代理者】 資産割について、近隣市町はどういった状況か。 【保険年金課長】 近隣市町でも資産割率は0%、10%、15%、20%と様々です。ただ、県内では資産割のあるところ
--	---

	は0にしていふことを検討しているところが多く、県内全体の流れとして資産割は廃止の方向で動いています。 【木戸委員】 豊明市の資産割は29.8%あると聞いている。 【天石会長】 事務局から資産割について、保険税の県平均の80%について回答をいただきました。他に意見等がありますか。 (意見なし) 意見もないようですので、ここでお諮りします。ただ今、事務局より提案のありました、平成29年度みよし市国民健康保険税の税率についての改正(案)につきまして、⑥案を承認することとしてご異議ありませんか。 (異議なし) では、当協議会では⑥案を承認することと決定いたします。 続きまして(次第3)その他について何かありましたら事務局より説明をお願いします。 【保険年金課長】 国保税の見直し案について、ご審議、ご決定いただき、ありがとうございました。 それでは、今回のご決定をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。 なお、その内容につきましては、次回開催します第3回目の運営協議会において、再度皆様にご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 また、間もなく国の方から来年度における税制改正の内容が発表されることと思いますが、その中で国保税に関連する改正があった場合は、次回の運営協議会において、その点についての見直しをご検討いただくこととなりますと思いますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。 続きまして、その他の事項ですが、総務課より委員の皆様「新年あいさつ会」についてのご案内がありましたので、お伝えいたします。 お手元に「平成29年新年あいさつ会実施について」という資料を追加でお配りしておりますが、今回は、年明け1月4日の水曜日、午前10時15分から、市役所3階の研修室で開催されます。 資料にもありますように、新年を迎え、公職者の皆様一堂に会し、市行政の推進に向けた意見交換の場
--	---

	としたいという趣旨のもとで行われるものでありますので、ご都合がよろしければ、是非ご出席いただきますようお願いいたします。 【野崎会長職務代理者】 次回の運営協議会の開催日はもう決定しているか。 【保険年金課長】 平成２９年１月１１日（水）午後２時からを予定しています。 【天石会長】 今回は平成２９年１月１１日（水）午後２時からということで、答申案の作成をしていきたいと思います。 【保険年金課長】 また、委員の皆様には後日ご案内をさせていただきます。 【天石会長】 その他質問等はありませんか。 （質問なし） 質問等もないようですので、以上で本日の予定を全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりありがとうございました。 【福祉部次長】 ありがとうございました。以上で平成２８年度第２回国民健康保険運営協議会を終了いたします。 今回は、今回の答申書のとりまとめをしていきたいと思います。国の方から税制改正の内容について示されれば、国民健康保険税にも影響してくるかと思うので、提示させていただき検討していただくことになるかと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、一同ご起立をお願いいたします。 一同礼 ありがとうございました。
--	---